# 公開買付説明書の訂正事項分

(第2回訂正分)

平成25年2月

株式会社アマダ

# 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 株式会社アマダ

【届出者の住所又は所在地】 神奈川県伊勢原市石田200番地

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 (0463)96-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員経営管理本部長 磯部 任

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

 【代理人の住所又は所在地】
 同上

 【最寄りの連絡場所】
 同上

 【電話番号】
 同上

 【事務連絡者氏名】
 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社アマダ

(神奈川県伊勢原市石田200番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アマダをいいます。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数 又は日時を指すものとします。

### 1 【公開買付説明書の訂正理由】

平成 25 年 2 月 13 日付で提出いたしました公開買付届出書 (平成 25 年 2 月 19 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、法第 27 条の 9 第 3 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。)第 24 条第 5 項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2【訂正事項】

- 第1 公開買付要項
  - 6 株券等の取得に関する許可等
    - (2) 根拠法令
      - ② ドイツ競争制限禁止法
    - (3) 許可等の日付及び番号
      - ② ドイツ競争制限禁止法
- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】 訂正箇所には下線を付しております。

#### 第1【公開買付要項】

- 6【株券等の取得に関する許可等】
- (2) 【根拠法令】
- ② ドイツ競争制限禁止法

#### (訂正前)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法(以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。)に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本件株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成25年2月12日に受理されております。なお、同待機期間が満了した場合又は連邦カルテル庁から株式取得を許可する旨の承認が得られた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本届出書の訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、上記待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第 14 条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがありえます。

#### (訂正後)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法(以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。)に基づき、連邦カルテル庁に対し、本件株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1 ヶ月間の待機期間中は本件株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本件株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成25年2月12日に受理されており、平成25年2月19日(現地時間)付で、連邦カルテル庁より本件株式取得を別途承認する文書を取得いたしました。

- (3) 【許可等の日付及び番号】
- ② ドイツ競争制限禁止法

(訂正前)

該当事項はありません。

#### (訂正後)

<u>許可等の日付</u> 平成 25 年 2 月 19 日 (現地時間) 許可等の番号 B 5 - 32/13